

## 補助対象とする外国人材の在留資格

表1 在留資格一覧

高度専門職	経営・管理	法律・会計業務
医療	研究	教育
技術・人文知識・国際業務	企業内転勤	介護
興行	技能	特定技能
技能実習	特定活動（表2）	

表2 特定活動の詳細

特定活動の詳細		該当例
告示特定活動	5号の1, 2	ワーキングホリデー
	9, 12号	インターンシップ
	16, 17, 20, 21, 22, 27, 28, 29号	EPA
	32号	建設就労者
	33号	高度専門職の配偶者の就労
	35号	造船就労者
	37号	情報処理就労者
	42号	製造業務就労者
	46号	大卒者でN1以上の日本語力を有する者
告示外特定活動	「技能実習」「特定活動（外国人建設就労者（32号）、外国人造船就労者（35号））」で、特定活動への在留資格変更をされた方	技能実習等からの在留資格変更者